

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
常総市	水海道東部(常総IC農地エリア)	令和2年11月30日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	13.47 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	11.34 ha
③地区内における39才以上の農業者の耕作面積の合計	12.43 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.73 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	2.27 ha

注1:③の「39才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

対象地区は、主に水田、一部畑から構成される約14haの区域であるが、常総市の掲げる「アグリサイエンスバレー構想」において、収益性に優れた農業モデルを新たに立地する「農地エリア」として位置付けられている。この実現のためには、基盤整備、担い手の誘致及び農地集積を有機的に結び付けたエリア作りを行う必要がある。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

対象地区においては、地権者組織が設立済みであり、「農地エリア」の実現に向けた合意形成が整っている。このことを前提に、中心経営体への農地の集約は同組織による意思決定をもとに行うこととし、大別して次の取組みを推進していくこととする。 (1)基盤整備 市営土地改良事業を施行し、担い手の立地に適した大区画の畑地を整備する。 (2)担い手の誘致 事業実現性及び収益性に優れた営農計画を有し、かつ事業参入に意欲的な担い手を選定する。選定した担い手を中心的経営体へ位置づけ、まとまった農地を貸し付けることとする。 (3)農地集積 農地集積は、土地改良事業に伴って行う換地業務と農地中間管理事業とを結び付けて行うこととする。これらの取組みにより事業継続性に優れた農業の立地を図り、地域全体として持続可能な農業構造の確立を進める。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

○基盤整備 対象地区の大半を占める水田を、担い手の参入に適した大区画の畑地へと転換することを全体方針とする。大区画化の障害となる畦畔及び既設構造物の撤去を行ったうえで、各圃区を対象に整地工を行う。
○担い手の誘致 地権者組織において、対象地区への事業参入を希望する担い手の営農計画を審査のうえ進出を認可する。「アグリサイエンスバレー構想」に沿った取組みの有無のほか、事業実現性及び収益性を重点的に審査する。
○農地集積 ▶換地業務の活用 土地改良事業に伴って各地権者の土地を集約する換地業務を実施し、農地集積の基盤を形成する。 ▶農地中間管理事業の活用 地区内の地権者及び中心経営体は、茨城県農地中間管理機構を介した農地賃貸借を行うこととする。また、機構への貸付条件を地区内で統一し、まとまった農地を長期間安定して借りられる仕組みを作る。中心経営体が営農を継続できなくなったときは、機構による農地の一時保全管理を活用しながら新たな担い手の誘致及び中心経営体への位置付けを行い、機構を介した農地賃貸借を進める。